

令和7年度 甲府市障害者センター障害福祉サービス事業計画

1 運営方針

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供し、利用者の特性に合わせた質の高い個別支援に取り組む。

また、法人内外の関係機関と連携して一人ひとりに寄り添い、一体となったサービスの提供を図るとともに、職員は常に問題意識を持ち行動し、日々の業務に努める。

2 事業内容

(1) 利用定員：60名

- ア 生活介護：15名（身体障害者・知的障害者・精神障害者）
- イ 自立訓練(生活訓練)：6名（知的障害者・精神障害者）
- ウ 就労移行支援：6名（身体障害者・知的障害者・精神障害者）
- エ 就労継続支援B型：33名（身体障害者・知的障害者・精神障害者）
- オ 就労定着支援：（身体障害者・知的障害者・精神障害者）

(2) 利用者への支援

ア 個別支援計画の作成

- (ア) 各事業利用者には個別支援計画を作成し、その内容にしたがって支援を行う。計画はサービス管理責任者と支援職員が本人と面談し立案する。聞き取った内容とともに、個別支援会議を開催して各職員から集めた情報を基に計画を作成する。作成後、利用者を含め会議・説明を行う。

(3) サービス内容

ア 生活介護

施設を利用される利用者のニーズに沿った個別支援計画に基づき、入浴、排泄及び食事等の支援を行い、またレクリエーションや創作活動・作業・外出活動等の機会を通じて、身体機能、日常生活能力の維持・向上を目指し、楽しみのある生活のために必要な支援を行う。

(ア) 体力作り

ラジオ体操、歩行訓練、日常生活訓練等

(イ) 社会適応訓練

パソコン、日常生活訓練、筆記練習、音楽療法等

(ウ) 創作活動

作品展作り、手芸、書道等

(エ) 文化的活動

スポーツ、レクリエーション、外出行事等

(オ) 作業

希望する利用者には作業を提供し、工賃を支給する。

(カ) 食事サービス

メニューの説明と注文の確認を行い希望に応じて、きざみ食・おかゆ食、また量を調整し提供する。

(キ) 入浴サービス

利用者の状況に合わせ一般浴、リフト浴を使用する。

(ク) 身体介護サービス

排泄行為、整髪等の介助を行う。

(ケ) 送迎サービス

市内全域をリフト付き送迎車により自宅までの送迎を行う。

(コ) 家族支援

家族への助言、介護方法等の指導により家族の介護負担を軽減できるように努める。

(サ) 相談援助

医療、保健、福祉、介護、日常生活等の相談、支援を行う。

(シ) 医療との連携

看護師によるバイタルチェックを行い、利用者の様子や体調を確認する。

(ス) 日 課

9 : 0 0 ~ 健康チェック、入浴、活動、作業

1 2 : 0 0 ~ 昼食、食事介助

1 3 : 3 0 ~ 体力作り、活動、作業

1 6 : 0 0 ~ 帰宅

(セ) 年間、定例行事計画

a 定例

誕生日会、カラオケ、作品作り、スポーツ、レクリエーション

※余暇活動支援として、利用者の能力や意欲、ニーズに応じて諸行事を計画し、季節の行事等を考慮しながら創作活動を行う。

b 年間行事

4 月 お花見会

6 月 外出会

7 月 センター合同イベント

9 月 外出会、障害者文化展

10 月 外出会、センター合同イベント

11 月 外出会

12 月 センター合同イベント、年末入浴支援

1 月 書き初め会

2 月 豆まき会

3 月 お花見会

イ 自立訓練（生活訓練）

施設利用者のニーズに沿った個別支援計画に基づき、利用者の特性、能力を勘案し、利用者個人に合わせて日中活動を支援する。日常生活に必要な知識の習得や、能力の向上に必要な訓練、支援を行う。

(ア) 生活支援

買い物、食事の支度や片付け、清掃、洗濯、交通機関の利用の仕方、公共施設の利用の仕方、服薬管理、金銭管理、コミュニケーション能力向上、一般常識やマナーの習得、パソコン技術の習得を目指す。

(イ) 送迎サービス

送迎を希望する利用者には、送迎車により送迎を行う。

(ウ) 作 業

企業からの下請け作業

甲府市環境部からの EM ぼかし作業、コンポスト作業

農福連携事業

(エ) 実習等

施設外支援、施設外就労

(オ) 訓練費支給

収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を、謝礼として支給する。

(カ) 健康管理

看護師による生活習慣病の予防、保健指導、健康管理の実施。必要時は、コメントをつけて保護者に通知する。

健康チェック（血圧測定・体重測定）の実施。

(キ) 日 課

9：50～ 朝礼、ラジオ体操

10：10～ 作業

12：00～ 昼食、休憩

13：00～ 作業

15：30～ 清掃、帰宅準備、終礼

16：00～ 帰宅

調理実習：月2回

個別支援を随時実施

(ク) 年間行事

5月 山梨県知的障害者支援協会イベント

6月 グループ活動

7月 グループ活動、センター合同イベント

9月 障害者文化展

10月 センター合同イベント

11月 グループ活動

12月 センター合同イベント

1月 初詣、成人を祝う会

ウ 就労移行支援

一般就労に向けた個々の支援計画を基に、能力を引き出し、職場への適応力を習得できるように支援する。作業訓練や施設内での実習、施設外支援、施設外就労等を行い就労意欲を引き出し、職場や社会での規律を守る事が出来るよう支援を行い、適正にあった職場探しを行う。

(ア) 一般就労の実現に向けての支援

職業的訓練・ハローワークの利用の仕方

通勤練習、マナー、ルール、就業相談、挨拶

(イ) 送迎サービス

送迎を希望する利用者には、送迎車により送迎を行う。

(ウ) 作 業

企業からの下請け作業

甲府市環境部からの EM ぼかし作業、コンポスト作業

農福連携事業

(エ) 実習等

施設外支援、施設外就労

(オ) 工賃支給

収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を、作業能力及び実績等を考慮し、工賃として支給する。

(カ) 健康管理

看護師による生活習慣病の予防、保健指導、健康管理の実施。必要時は、コメントをつけて保護者に通知する。

健康チェック（血圧測定・体重測定）の実施。

(キ) 日 課

8：45～ 個別の活動

9：50～ 朝礼、ラジオ体操

10：10～ 作業

12：00～ 昼食、休憩

13：00～ 作業

15：30～ 清掃、帰宅準備、終礼

16：00～ 帰宅

個別支援：随時実施 体力作り：勉強会

(ク) 年間行事

5月 山梨県知的障害者支援協会イベント

6月 グループ活動

7月 グループ活動、センター合同イベント

9月 障害者文化展

10月 センター合同イベント

11月 グループ活動

12月 作品展、センター合同イベント

1月 初詣、成人を祝う会

エ 就労継続支援B型

施設利用者のニーズに沿った個別支援計画に基づき、利用者が自立した日常生活が営むことができるよう、利用者に対して就労の機会を提供し、利用者個々の能力を引き出し、労働の対価として工賃を得る喜びが持てるよう支援する。

(ア) 社会的自立への支援

自立生活・地域生活に必要な基本的な支援を行う。利用者の自立と社会参加を目的に、公共施設等の社会資源を活用し、日常生活に変化を持たせるとともに、生活の幅を広げ社会の一員として積極的な社会参加ができるよう支援する。

(イ) 送迎サービス

送迎を希望する利用者には、送迎車により送迎を行う。

(ウ) 作業

企業からの下請け作業

甲府市環境部からの EM ぼかし作業・コンポスト作業

農福連携事業

(エ) 実習等

施設外支援、施設外就労

(オ) 工賃支給

収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を、作業能力及び実績等を考慮し、工賃として支給する。

(カ) 健康管理

看護師による生活習慣病の予防、保健指導、健康管理の実施。必要時は、コメントをつけて保護者に通知する。

健康チェック（血圧測定、体重測定）の実施。

(キ) 日 課

9：50～ 朝礼、ラジオ体操

10：10～ 作業

12：00～ 昼食、休憩

13：00～ 作業

15：30～ 清掃、帰宅準備、終礼

16：00～ 帰宅

(ク) 年間行事

5月 山梨県知的障害者支援協会イベント

6月 グループ活動

7月 グループ活動、センター合同イベント

9月 障害者文化展

10月 センター合同イベント

11月 グループ活動

12月 センター合同イベント

1月 初詣、成人を祝う会

オ 就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、引き続き就労の継続を図るために、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整や就労に伴い生じた生活面の課題解決等に向けて必要な支援を行う。

(ア) 就労定着支援計画の作成

利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題及び目標を記載した就労定着支援計画を作成する。

(イ) 職場への定着のための支援の実施

就労定着支援計画に基づき、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、利用者を雇用している事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対し、就労に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での様々な問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供する。

支援に当たっては、1か月に1回以上利用者との対面により行うとともに、利用者が雇用されている事業所の事業主を訪問し利用者の職場での状況を把握するよう努める。

(ウ) サービス利用中に離職する者への支援の実施

就労定着支援の提供期間中に雇用されている事業所を離職する利用者で、他の事業所への就職を希望する者に対し、指定特定相談支援事業所その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の支援を行う。

(エ) サービス提供終了後の支援の実施

サービス提供終了後も、できる限り支援を継続するものとする。ただし、支援を終了する場合においては、本人の希望や状況、事業主の状況等に応じて支援の継続が必要な場合は障害者就業・生活支援センター等に適切に引き継いでいく。

3 虐待防止

虐待は利用者の尊厳を害するものであり、利用者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であることから、虐待の禁止、予防及び早期発見に努める。また、虐待防止委員会による、定期的な組織内調査や、外部講師を招いての研修会を企画し、その発生防止に努める。

4 権利擁護

利用者が権利を侵害されることなく、自らの能力に応じてできる限り地域で自立した生活を送れるように利用者個人の尊厳を確保した、福祉サービスの提供に努める。

5 苦情解決

利用者等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する体制を整え、福祉

サービスの適切な利用を確保する。年1回の利用者への施設利用満足度調査を実施、利用者ニーズの把握に努め、サービス内容の向上を図る。

6 食事指導

健康管理の一貫として、食事指導及び食生活の援助を行う。利用者のニーズに対応できるよう、給食検討会（利用者の代表者出席）嗜好調査（全利用者対象）を実施する。

7 感染症の防止

感染症防止対策マニュアルに基づき、館内各所各設備の除菌、消毒を実施し、感染症を予防する。

8 保護者家族との連携

家庭訪問、個別面談、電話相談を随時行い、また、連絡帳を利用して三者の信頼関係を構築し個々の処遇に対してきめ細かな支援を行う。保護者研修会を企画し情報提供を図る。

9 非常災害対策

非常災害対策計画を整備し、地震・火災・風水害を含む各種災害に備えた対策また、不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保に努め、定期的に必要な訓練を実施する。

10 職員研修及び人材育成

自己啓発を積極的に行い、資質の向上及び専門的知識の習得を図るため、職場内外での研修を実施する。また、事業団の長期的な施設運営ができるよう将来展望を含め、人材育成に努める。